

2019年度の規制改革要望

2019年9月18日
一般社団法人全国地方銀行協会

．社会・地域課題の解決に資する要望

1．銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継 続
2．(上記1．が実施されるまでの間)従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃または緩和	継 続
3．(上記1．が実施されるまでの間)不動産仲介業務の解禁	
銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継 続
信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継 続
4．銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継 続
5．銀行グループによる人材派遣業務に係る規制緩和	新 規
6．銀行がオペレーティングリースの媒介業務を営めることの明確化	新 規
7．銀行が自行開発システムの販売・媒介業務を営めることの明確化	新 規
8．銀行の特例子会社に関する規制緩和	新 規

．顧客の利便性向上に資する要望

9．銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継 続
10．生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継 続
11．個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	継 続
12．中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)における従業員数の要件緩和	新 規
13．海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	継 続
14．休眠預金の異動事由の弾力化(同一通帳内にある複数預金の一元的な異動日管理の許容)	継 続

15．税・公金の電子納付の推進	新 規
16．犯罪収益移転防止法関連	
税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継 続
「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	継 続

・銀行業務の合理化に資する要望

17．選挙の立候補届出日等が休日にあたる場合の供託金納付の翌営業日扱いの許容	新 規
18．地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	継 続
19．銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きの簡素化（認可から届出へ変更）	継 続
20．報告・届出の廃止・簡素化	
信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地変更届の廃止	新 規
委託金融商品取引業者との顧客情報の授受に関する書面同意取得方法の弾力化	新 規
四半期開示の任意化	新 規
業務報告書等の廃止	継 続
銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行うための様式の改正	継 続
確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継 続
包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し	継 続

・社会・地域課題の解決に資する要望

要望項目	1．銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行の業務範囲規制を緩和方向で見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。 ○人口減少・少子高齢化や大都市圏への人口移動等を背景に、市街地の再活性化支援や高齢者の保有する資産の管理・処分等、地域のニーズが多様化しており、現行の銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲では、十分な対応ができなくなっている。業務範囲規制の見直しにより、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスの提供が可能となれば、多様な顧客ニーズへの対応や一段と積極的な地方創生への取組みが可能となる。地方銀行が、地域における金融インフラの提供や地域経済の持続的発展への貢献を続けていく観点から、銀行に課されている業務範囲規制の緩和が必要と考える。 ○具体的には、取引先企業・地公体から、事業承継・事業再生、地方創生の観点からの市街地再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に係る不動産取引を仲介してほしいといったニーズが数多く寄せられている。また、地域活性化プロジェクトにおいて、コンサルティングや参加事業者のコーディネートにとどまらず、物販や宿泊など実際の事業運営に積極的に関与してほしいとの要望も寄せられている。 このほか、高齢の個人顧客から、既存の集配金業務と組み合わせた高齢者の見守りサービス、家事代行等の生活サポートサービス、医療・介護施設の斡旋等を行ってほしいとの声が寄せられている。 ○さらに、業務範囲に制約がなくなれば、例えば、観光活性化の観点から、地域に観光客を呼び込む施策を立案・実行する旅行代理店業務を行うことや、農業の付加価値向上に向けて、ITを活用した生産管理、トレーサビリティシステムの導入支援や、生産工程管理の認証の取得支援等に、銀行グループとして取り組んでいくことも考えられる。 ○銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ（以下、銀行グループ）には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されてい	

い。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。

- 銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に 利益相反取引の防止、 優越的地位の濫用の防止、 本業専念による効率性の発揮、 他業リスクの排除、 が指摘される。

については、銀行法（利益相反管理態勢の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。

また、 本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列举された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。

さらに、 他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。

- 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」は、「中間整理」（2018年6月19日）において、「近年の低金利環境が継続する中では、預金金利と貸付金利の利鞘は縮小傾向にあり、これによる収益の減少を量的拡大でカバーするビジネスモデルは、人口減少等に伴って、持続的でなくなっていく可能性が高い」としている。そのうえで、当面の検討事項の1つとして、「銀行・銀行グループに対する規制の見直し」をあげた。
- このテーマに関して、同スタディ・グループは、本年1月に取りまとめた「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」において、「情報の利活用」を銀行の付随業務とすることを提言したにとどまっている。「情報の利活用」以外については、銀行の業務範囲規制の緩和に関する検討は行われていないと承知しており、早期に具体的な検討が行われることを期待する。

現行規制の 根拠	銀行法第 10 条～第 12 条、第 16 条の 2、第 52 条の 23 銀行法施行規則第 17 条の 3、第 34 条の 16
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行本体及び銀行子会社等の業務範囲規制の撤廃及び見直しについては、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞

要望項目	2. 従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃または緩和	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制を撤廃または緩和する。 ○ 要望項目「1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」のうち、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の撤廃の検討に時間を要する場合、従属業務を営むグループ会社の一層の活用が可能となるよう、収入依存度規制を撤廃または緩和していただきたい。 ○ 現在、従属業務^(注1)を営む銀行の子会社・兄弟会社には収入依存度規制(銀行グループからの収入が総収入の50%以上であること等^(注2))が課されており、柔軟な業務運営を阻害している。 (注1) 事業用不動産の賃貸・保守点検等管理、広告宣伝、労働者派遣、事務物品購入・管理、システム管理、ATM保守等。 (注2) 2017年4月の告示改正により、システム管理やATM保守などの一部業務に係る収入依存度が総収入の40%以上へ引き下げられている。 ○ 収入依存度規制の背景は、「従属業務は銀行業からみれば他業であるため、無制限にこれを銀行グループ内で営むことは健全性確保の観点から適切でないと考えられる」(金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告<2015年12月22日>)こととされている。 ○ 銀行経営の健全性確保のための規制としては、別途、自己資本比率規制などの財務規制が存在している。事業会社を頂点とするグループについては、グループ内に銀行を保有していても業務範囲に制限はないが、そうしたグループにおいて他業リスクが顕在化した事案は承知しておらず、財務規制があれば収入依存度規制は必要ないと考える。 ○ 収入依存度規制が撤廃・緩和されれば、銀行の子会社・兄弟会社による銀行グループ外へのより柔軟なサービス提供が可能となり、グループとして金融と非金融を組み合わせた取引先支援に積極的に取り組むことが可能となる。例えば、以下のような支援に、より積極的に取り組めると考える。 ・ 政府のキャッシュレス化推進方針もあり、今後、取引先中小企業において、キャッシュレス決済(店頭・e-コマース)を導入する動きが広がると予想される。このためのシステム構築等をより積極的に	

	支援できると考えられる。 ・多くの取引先中小企業は人手不足に直面している。取引先中小企業の総務・経理業務を受託することにより、企業が本業に一層注力することを支援できると考えられる。 ・人材派遣業を行うことにより、取引先中小企業の人材確保を支援することができると考えられる（後掲「５．」参照）。
現行規制の根拠	銀行法第 16 条の 2 第 11 項、第 52 条の 23 第 10 項 平成 14 年 3 月 29 日金融庁告示第 34 号
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 従属業務は銀行からみれば他業に当たるものの、分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、銀行等との一体性を確保することを前提として、当該業務を営む会社を子会社とすることを許容しているものである。 本規制を撤廃した場合、他業リスクの回避や利益相反の防止など、銀行グループに課せられた業務範囲規制の趣旨を損なうおそれがあることから、慎重に検討する必要がある、また各銀行における抜本的なビジネスモデルの改革も無い中、直ちに提案に対応することは困難。＜金融庁＞

要望項目	3．不動産仲介業務の解禁 銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2005年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 ○ 要望項目「1．銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」の検討に時間を要する場合、銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○ 現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○ また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○ 昨年度の要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○ 銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点からも問題ないと考える。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、不動産の売買（経営者名義の事業用不動産の売却・整理等）を含めた事業承継や相続の相談が多く寄せられる。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。	

	(b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等において、こうした情報を活用し、テナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングに取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。特に、空き家・空き店舗については、全国各地で大きな社会問題となっており、銀行に対し、その保有情報を活かしたマッチング機能を提供してほしいとの強いニーズがある。
現行規制の根拠	銀行法第 12 条、第 16 条の 2
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞

要望項目	3．不動産仲介業務の解禁 信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 ○ 要望項目「3．銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○ 2002年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○ 制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取扱いが認められていることは不合理である。 ○ 2002年の法改正時から存在していた信託銀行を傘下に収めたメガバンクがグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行グループ間のイコールフットィングの観点から規制の不平等が生じている。 ○ また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	
現行規制の根拠	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞	

要望項目	4 . 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継続項目 (2017 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。 ○ 銀行がＩＴ技術等を活用しながら業務効率化を進めているため、保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○ 例えば、次のようなケースである。 ・ 店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・ 店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものより広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・ 店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○ 銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○ しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（やむを得ず賃貸等を行うこと、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら挙証しなければならない。このため、殆どの銀行が賃貸を躊躇しており、上記のようなニーズや提案に応えられないのが実情である。 ○ 現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られる	

	までに長期間を要するケースが多い。公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、その保有する不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。
現行規制の根拠	銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 (4) (注 1) ~ (注 3)
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行う。＜金融庁＞

要望項目	5 . 銀行グループによる人材派遣業務に係る規制緩和	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	(a) 銀行による人材派遣業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 (b) 人材派遣業務に係る従属業務会社の収入依存度規制を緩和する。 (a) 銀行による人材派遣業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 ○ 地方銀行は、取引先の経営支援等を行う過程で、人材不足対策に関する相談を数多く受けている。特に、安定的な直接雇用につながりやすい「紹介予定派遣」を行ってほしいというニーズが強い。 ○ 2018 年 3 月、銀行本体およびその子会社等が、「その他の付随業務」として、取引先企業に対する人材紹介業務を営めることが明確化された。一方、人材派遣業務については、触れられていない。 ○ 人材紹介業務と同様、人材派遣業務も銀行の本業（融資や取引先の経営支援）との親和性が高く、一体的に営むことでより付加価値の高いサービスを提供できると考えられる。また、銀行が教育・研修を実施した人材をプールし、派遣することで、取引先の人材不足へのより機動的な対応が可能となると考えられる。 (b) 人材派遣業務に係る従属業務会社の収入依存度規制を緩和する。 ○ (a)の検討に時間を要する場合、人材派遣業務に係る従属業務会社につき、収入依存度規制の緩和（銀行グループからの収入割合（50%以上）を引き下げる）を検討していただきたい。 ○ 現状、前述の取引先の人材派遣ニーズには、従属業務会社で対応している。しかしながら、収入依存度規制が存在するため、最近のニーズ急増に対応しきれなくなりつつある。	
現行規制の 根拠	銀行法第 10 条～第 12 条、第 16 条の 2、第 52 条の 23 銀行法施行規則第 17 条の 3、第 34 条の 16 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 (4)	

要望項目	6．銀行がオペレーティングリースの媒介業務を営めることの明確化	新規項目
要望内容 ・要望理由	銀行によるオペレーティングリースの媒介業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。	
	○ 銀行本体におけるリース業務としては、銀行法上、ファイナンスリースの取扱いおよびその代理・媒介が認められている。 ○ 現状、取引先にオペレーティングリースへのニーズがある場合には、グループ内外のリース会社を紹介している。銀行担当者は、具体的な商品・サービスやコストの説明を行えないため、取引先が実際にリース会社と面談した際、商品がニーズに合致しないケースがある。 ○ 銀行本体でオペレーティングリースの媒介業務を営むことができれば、取引先に対し、融資やファイナンスリースと組み合わせで最適な資金計画を提案できると考えられる。 ○ オペレーティングリースは、銀行法上、金融関連業務会社に認められている業務であり、銀行の本業（融資や取引先の経営支援）との親和性も高い。媒介であれば、リース物件を自身で保有しないため、付随するリスクは限定的である。	
現行規制の根拠	銀行法第 10 条第 2 項第 18 号 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 (4)	

要望項目	7．銀行が自行開発システムの販売・媒介業務を営めることの明確化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	(a) 銀行が、自ら開発したシステムを販売することが、銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 (b) 銀行が、システムベンダー等と共同開発したシステムにつき、販売の媒介を行うことが、銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 (a) 自行開発システムの販売が「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 ○ 銀行が開発した優れたシステムを販売することは、売り手・買い手双方にとって有益である。 ○ 銀行が開発し、自ら利用しているシステムの販売は、銀行業務に付随するものであり、余剰能力の活用にも資するものである。 (b) 共同開発システムの販売の媒介が「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 ○ 現状、銀行は、他の金融機関からの要望に応じて、共同開発システムの見学の受入を行っている。しかし、共同開発システムの営業活動は行っておらず、購入希望先に対しては、改めて共同開発者を紹介している。 ○ また、販売の媒介に伴うリスクは極めて限定的と考えられる。	
現行規制の 根拠	銀行法第 10 条～第 12 条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 (4)	

要望項目	8．銀行の特例子会社に関する規制緩和	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	銀行の特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条の認可を受けた会社）について、銀行法の業務範囲規制の対象外とする。	
	○ 銀行の特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条の認可を受けた会社）は、銀行法の子会社の業務範囲内でデータ入力等の業務を行っている。しかし、銀行業における I T 技術の進展やペーパーレス化により、特例子会社で実施する業務量は減少傾向にある。 ○ 銀行の特例子会社を銀行法の業務範囲規制の対象外とすれば、例えば、製菓、花の栽培など、取り組める業務の範囲が広がるため、地域の障害者雇用の維持・拡大につながるものと考えられる。	
現行規制の 根拠	銀行法第 16 条の 2、第 52 条の 23 銀行法施行規則第 17 条の 3、第 34 条の 16	

．顧客の利便性向上に資する要望

要望項目	9．銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継続項目 (2006年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制）を廃止またはさらに緩和する。 一下欄の下線部分は過去に要望した要素を改めて記載したもの。 ○ 現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が損なわれている。 ○ 例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、弊害防止措置により取引先のニーズに応えられない。 ○ 個人向けの保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置を廃止しても問題ないとする。 — 銀行は、顧客本位の業務運営体制（フィデューシャリー・デューティー）の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 — 銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じえないチャネルからの申込みが増加している。 ○ 直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 (a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする - 生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。 - 最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備え	

る損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。

本年 7 月 16 日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靱化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。

(b) 融資先（従業員 50 人以下）の従業員を融資先販売規制の対象外とする

役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等を図るための提案を阻害している。

(c) 特例地域金融機関の小口規制を緩和する

特例地域金融機関^{（注）}は、1 契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限（小口規制）があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1 契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。

（注）特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が 20 人以下（特例地域金融機関でない場合 50 人以下）に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。

(d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する

非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており（例えば証券会社等は対象外）、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為（保険の募集を目的としたリストの作成等）を本規制の対象外としていただきたい。

現行規制の 根拠	保険業法施行規則第 212 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 212 条の 2 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 234 条第 1 項第 10 号・第 14 号・第 15 号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 - 6
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。(中略)銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている。＜金融庁＞

要望項目	10．生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継続項目 (2000年度より)
要望内容 ・ 要望理由	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。 ○ 生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○ 銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役職員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じるというケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。 ○ 加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。 ○ 保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「9．銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○ 直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先について、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。 ○ 昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	

現行規制の 根拠	保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号 平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 238 号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 - 2 (11)
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要がある。 < 金融庁 >

要望項目	11．個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	継続項目 (2017年度より)
要望内容 ・ 要望理由	個人型確定拠出年金について、加入者が希望する場合は加入者資格喪失年齢を65歳まで引き上げることが可能とする。 ○ 確定拠出年金法第62条第3項第2号において、個人型確定拠出年金の加入者は「60歳未満の者」と定められている。 ○ 現在、多数の企業が勤務延長制度や再雇用制度を導入する中^(注)、60歳以降も掛け金を拠出したいとのニーズが高まっており、年齢引上げは老後の資産形成に資する。 (注) 2018年の60～64歳の就業率は、68.8%(男性81.1%、女性56.8%。出所：総務省統計局「平成30年労働力調査年報」)。 ○ なお、企業型確定拠出年金は、規約に定めることで65歳まで引上げが可能である。 ○ 厚生労働省 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会において見直しに向けた検討が進められており、早期の実現に向けて検討を加速していただきたい。	
現行規制の根拠	確定拠出年金法第62条第3項第2号	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 個人型確定拠出年金における加入者資格喪失年齢の65歳への引上げについては、「規制改革実施計画」(2018年6月15日閣議決定)において、今年度検討準備を開始、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の施行後5年(2022年1月)を目途とした見直しまでに結論を得ることとされており、当該計画に沿った対応を進めている。＜厚生労働省＞	

要望項目	12．中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）における従業員数の要件緩和	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）における従業員数の要件を 100 人以下から 300 人以下に緩和する。 ○ 2018 年 5 月より、以下の要件を満たす事業主に使用される従業員で個人型確定拠出年金の加入者については、事業主が中小企業主掛金を上乗せして拠出することが可能となった（中小事業主掛金納付制度＜iDeCo+＞）。 - 従業員が 100 人以下であること。 - 企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施していないこと。 - iDeCo+ を実施することについて労使合意をすること。 ○ 上記要件のうち、従業員数の要件（100 人以下）について、300 人以下への緩和が実現すれば、より多くの中小企業が iDeCo+ を活用して、従業員の福利厚生の充実に図ることができる。 — 近年、適格退職年金の廃止等により、特に従業員 300 人未満の企業において、企業年金の導入割合が減少している（第 5 回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会＜2019 年 5 月 17 日＞）。	
現行規制の 根拠	確定拠出年金法第 55 条第 2 項第 4 号の 2	

要望項目	13．海外発行カード対応 ATM での引出手数料に関する利息制限法等の緩和	継続項目 (2016 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	海外発行カード対応 ATM での引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定める ATM 利用料の上限の例外とする。 また、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外の ATM でキャッシングした場合に海外の ATM 設置事業者から請求される引出手数料を利息制限法等の例外とする。 ○ 「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされない ATM 利用料の上限は、1 万円以下の額 108 円、1 万円を超える額 216 円と定められている。 ○ 国内銀行の ATM において、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドの ATM ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。 ○ これらの手数料は、上記の ATM 利用料の上限を上回る場合が多い。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM 利用料の上限の例外（対象外とする、または別途上限を設ける）とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応 ATM の増加、訪日外国人観光客の利便性向上につながる。 ○ 政府は訪日外国人観光客数を 2020 年に 4,000 万人とする目標を掲げ、「観光ビジョン実現プログラム 2019」（2019 年 6 月）において、海外発行カード対応 ATM の設置促進を盛り込んでいる。 ○ また、国内銀行が発行したクレジットカード保有者が、海外の ATM でキャッシングした場合、海外の ATM 設置事業者から国内銀行を経由してカード保有者に対して引出手数料が請求される。 ○ この請求額は利息制限法等において利息とみなされない ATM 利用料の上限を超えることが多く、その差額は国内銀行が負担せざるを得ない状況となっている。カード保有者が海外の ATM を利用した場合の手数料についても利息制限法等の対象外にしていただきたい。	

	○昨年度要望に対する回答が未だに示されていない。東京オリンピック・パラリンピック開催まで 1 年を切っており、早期に回答・検討していただきたい。
現行規制の 根拠	利息制限法施行令第 2 条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第 2 条
2017 年度要望 に対する回答 昨年度要望 は未回答	【その他】 海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行の ATM で利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、対応の要否について検討する考えである。＜金融庁・法務省＞

要望項目	14．休眠預金の異動事由の弾力化（同一通帳内にある複数預金の一元的な異動日管理の許容）	継続項目 （2018年度より）
要望内容 ・ 要望理由	以下のケースについて、認可を受けたうえで同一通帳内にある他の預金（休眠預金法の対象預金）の異動事由とすることを可能とする。 (a) 同一通帳内に法の対象預金と非対象預金があり、非対象預金に入出金等があった場合 (b) 同一通帳内にある複数の対象預金のうち、1つの預金に法第2条第5項3号または4号による最終異動日等の更新があった場合 —下線部分は本年度要望から追加。	
	○ 2018年1月、休眠預金法が施行され、10年以上、入出金等の異動がない預金（休眠預金）は、預金保険機構に移管され、民間公益活動に活用されることとなった。 ○ 預金の異動事由としては、同法の対象預金の入出金等のほか、各銀行が当局の認可を受けたうえで、複数の預金等を組み合わせた商品において他の預金等に入出金等があった場合、などを加えることが可能となっている。 ○ 以下のケースについては、「複数の預金等を組み合わせた商品において他の預金等に入出金等があった場合」に該当しないことから、同一通帳内の預金に最終異動日等の更新があった場合でも他の預金（休眠預金法の対象預金）の異動事由とすることができない。 (a) 同一通帳内に法の対象預金と非対象預金があり、非対象預金に入出金等があった場合 例えば、同一通帳内に障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度に係る預金がある場合、この預金の入出金等は他の預金の異動事由とならない。 少額貯蓄非課税制度に係る預金等（非対象預金）を法の対象預金に含めずに、こうした非対象預金等の入出金等を同一通帳内の預金の異動事由とできるよう検討していただきたい。 —昨年度要望に対する金融庁のコメントは、「非対象預金等（少額貯蓄非課税制度の対象となる預金等）に異動事由を観念するためには、これを休眠預金法の『預金等』に含める必要があると考える」。	

	<u>(b) 同一通帳内にある複数の対象預金のうち、1つの預金に法第2条第5項3号または4号による最終異動日等の更新があった場合</u> <u>法第2条第5項3号（通知を発した日）および4号（当該預金等が預金等に該当することとなった日）は、施行規則第4条第3項6号の複数の預金等を組み合わせた商品に係る異動事由として認められていない。</u> <u>例えば、総合口座に、最終異動日等から9年を経過した2つの預金（残高1万円以上の定期預金と1万円未満の普通預金）がある場合、定期預金には通知状が送付されるが、普通預金には通知状が送付されないことがある。通知を発した日は、複数の預金等を組み合わせた商品に係る異動事由として認められていないため、普通預金のみが休眠預金として移管されることとなれば、顧客の混乱を招く。法第2条第5項第3号、4号についても、複数の預金等を組み合わせた商品に係る異動事由として認めていただきたい。</u>
現行規制の根拠	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第4項・第5項 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第3条、第4条第3項
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 (a)について、休眠預金法施行規則第3条各号に掲げる預金等は、金融機関の実務等を踏まえて本法の対象から除かれたものである。 例えば、提案中に挙げられている少額貯蓄非課税制度の対象となる預金等は、一定額までは非課税となるなどの優遇措置が講じられており、長期間にわたって異動が生じない可能性があること、そもそも同制度が障害者等の保護を目的とするものであること、及び金融機関の現行実務を踏まえ、「預金等」から除外することとされている。これらの非対象預金等に異動事由を観念するためには、これを「預金等」に含める必要があると考えるが、上記のような制度趣旨を踏まえると、当該措置は困難であるとする。 ＜金融庁＞

要望項目	15. 税・公金の電子納付の推進	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。 税・公金の電子納付を推進するため、電子納付を選択した納付者へのインセンティブの付与を実施する。 ○ 税・公金の多くは、書面の納付書により納付されており、大量の書面に係る事務処理が官民双方にとって多大な負担となっている。 — 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」の調査レポート（2019年3月14日）によると、電子納付の利用は約32%に留まる。また、同レポートによると、税・公金収納に係る金融機関全体の主なコストは年間約622億円にのぼる。 ○ 本年10月の「地方税共通納税システム」の稼働により、全ての地公体に対して地方法人二税等の電子納付を行える仕組みが実現する予定である。利用可能税目が拡大（固定資産税や自動車税等）されれば、利用者利便の向上に資する。 — 「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日閣議決定）において、「納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る」とされている。 ○ なお、電子納付を推進するため、電子納付を選択した納付者へのインセンティブ付与を実施することは、官民双方にとって有益であると考える。	
現行規制の 根拠	—	

要望項目	16．犯罪収益移転防止法関連 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする。 ○ 銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。 ○ 税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない。 ○ 税金・公金・公共料金の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○ 昨年度要望に対し、警察庁および金融庁より「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があったが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要とする理由が不明確である。	
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第15条第1項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第22条第1項	
昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品(取引原資)が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要がある。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられる。したがって、税金・公金・公共料金における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えている。＜警察庁・金融庁＞	

要望項目	16．犯罪収益移転防止法関連 「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い <u>(c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い（入学金・授業料と同時に支払われない場合）</u> <u>(d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い</u> —下線部分は本年度要望から追加。 ○ 2016 年 10 月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○ しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金、授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることからマネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に間に合わないこととなれば、受験機会を奪うことになる。	

	(b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考ええる。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要があるなど、窓口での対応負担が生じている。 (c) <u>大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い（入学金・授業料と同時に支払われない場合）</u> <u>大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われる場合は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となるが、同時に支払われない場合は対象とならない。入学金・授業料と同時に支払われるかはマネー・ローンダリングに利用されるリスクには関係しない</u> <u>と考える。支払先や支払目的が同じであるのに、同時支払いが否かで対応が異なることは顧客の理解を得られない。</u> (d) <u>幼稚園の入園料・授業料等の支払い</u> <u>大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。幼稚園の設置には都道府県の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。</u>
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第7号二

昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 (a) 入学金、授業料のほかこれらと同時に支払われる各種保険料、寄付金などを「その他これらに類するもの」として簡素な顧客管理を認めることとしているのは、義務教育の課程にある学齢児童及び学生生徒については市町村の教育委員会により学齢簿が編成され、また、高等学校、高等専門学校、大学等については入学資格が義務教育課程の学校の卒業等を前提とし、学校がこれらを確認した上で入学がなされることから、学生の実在性が担保されるためである。一方、入学試験の受験料については、入学前に支払いが行われるもので、学齢簿の確認等の学生の実在性を担保する措置を伴わないことから、入学試験の受験料の支払に係る取引については、簡素な顧客管理を認めることは困難。 (b) 「専門課程」及び「高等課程」については、高等学校及び大学と同様、入学資格が定められており、振込者の実在性が担保されている。一方、「一般課程」については、入学資格の定めがなく、振込者の実在性が担保されていないことから、取引時確認対象取引から除外することはできない。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記することとされており、金融機関の窓口において、各課程を区別することは可能と考える。＜警察庁・金融庁＞
-------------------------	--

・銀行業務の合理化に資する要望

要望項目	17．選挙の立候補届出日等が休日にあたる場合の供託金納付の翌営業日扱いの許容	新規項目
要望内容 ・要望理由	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。 ○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 —立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出日（公示日・告示日）および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める（供託したことを証明する書類の事後提出を認める）扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 ○供託金は電子納付が可能である。また、立候補者希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補者希望者が来店するケースは稀であり、翌営業日扱いを認めても影響は軽微と考えられる。	
現行規制の 根拠	公職選挙法施行令第88条第4項、第88条の3第4項、第88条の5第4項、第89条第2項 日本銀行代理店等関連規定「国庫事務例集（代理店用）2 / 公職選挙法により選挙が行われる場合の供託事務の取扱いについて」	

要望項目	18. 地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地公体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。 ○ 地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関（以下、指定金等）には担保提供義務が課されている。 ○ 収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○ また、地公体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○ これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは過剰な規制だと考える。 ○ 総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請^(注)を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対して地公体から出納（収納）取扱金融機関の引受要請があり、新たに担保提供を求められ、地公体および銀行の負担となっている。 （注）2015年1月27日付で都道府県および人口3万人以上の市区町村に対し、2015年度から2019年度までに下水道事業および簡易水道事業（以下、重点事業）について公営企業会計に移行すること等を要請。 2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも2023年までに公営企業会計に移行すること等を要請。	
現行規制の 根拠	地方自治法施行令第168条の2第3項 地方公営企業法施行令第22条の3第2項	
昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 現行制度においては指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公金管理の安全性を確実に担保する必要があるためである。 地方公共団体に対するアンケート調査においては「事務委託契約の損害賠償規定は担保提供が前提であ	

	るため、担保提供義務制度は必要である」などの理由により、8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していることや、調査後もこれを変更すべき社会情勢の変化もないことから、現行制度を維持すべきであると考えている。＜総務省＞
--	--

要望項目	19．銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きの簡素化（認可から届出へ変更）	継続項目 （2018年度より）
要望内容 ・要望理由	銀行持株会社が、グループに属する2以上の会社に共通する業務を実施する場合の手続きを認可から届出へ変更する。 ○2017年4月より、銀行持株会社は内閣総理大臣の認可を得たうえで、グループ内の銀行を含む2以上の会社に共通する業務であって、持株会社が実施することがグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する業務（共通・重複業務）を営むことが可能となった。 ○共通・重複業務の内容は、システムの設計・運用・保守、福利厚生に関する事務等であり、その多くが銀行法施行規則第17条の3第1項の従属業務または同条第2項の金融関連業務と重複している。 ○銀行が従属業務または金融関連業務を営む会社を子会社とする際の手続きは届出となっている。従属業務・金融関連業務を銀行の子会社で営む場合と銀行持株会社で営む場合で、グループ全体の健全性に与える影響に差はないと考えられる。 ○本件は、グループ内で共通・重複する業務に限って銀行持株会社を集約して効率化を図るものであり、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。 ○これらの点から、銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きも届出として問題ないとする。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「認可制から届出制とすることを前提に検討を行う」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の根拠	銀行法第52条の21の2 銀行法施行規則第34条の14の4	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きについて、監督上の必要性や他業態の状況、金融機関における事務負担軽減等の観点を踏まえ、認可制から届出制とすることを前提に検討を行う。 ＜金融庁＞	

要望項目	20．報告・届出の廃止・簡素化 信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地変更届の廃止	新規項目
要望内容 ・要望理由	信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地に変更があった場合の届出を廃止する。 ○ 銀行が信託契約代理業の登録を受ける場合、内閣総理大臣に信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地等を記載した申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更があった場合、銀行は 30 日以内に変更の届出を行わなければならない。 ○ 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 ○ 信託契約代理店が、営業所・事務所の所在地を記載した「信託契約代理業務に関する報告書」を、事業年度ごとに内閣総理大臣に提出していることに鑑みても、本件届出は不要と考える。	
現行規制の 根拠	信託業法第 68 条第 1 項、第 71 条第 1 項	

要望項目	20．報告・届出の廃止・簡素化 委託金融商品取引業者との顧客情報の授受に関する書面同意取得方法の弾力化	新規項目
要望内容 ・要望理由	登録金融機関が委託金融商品取引業者との間で顧客情報を授受する場合の事前同意について、口頭同意を許容する。 ○登録金融機関（銀行）が、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、顧客情報を委託金融商品取引業者（証券会社）に提供すること、または委託金融商品取引業者から取得した顧客情報を利用して有価証券の売買等の勧誘を行うことは禁止されている。 ○一方、保険募集の非公開情報保護措置^{（注）}では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申し込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 （注）銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○保険募集と同様、登録金融機関と委託金融商品取引業者との間の顧客情報の授受についても、口頭同意を認めていただきたい。口頭同意が認められれば、最終的な契約締結の際に、併せて正式な同意書面を徴求することで足り、顧客の負担が軽減される。	
現行規制の 根拠	金融商品取引法第 40 条 金融商品取引業等に関する内閣府令 123 条第 1 項第 24 号	

要望項目	20．報告・届出の廃止・簡素化 四半期開示の任意化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	四半期開示（四半期報告書および四半期決算短信）を任意とする。 ○ 企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上が求められる中、四半期開示（四半期報告書および四半期決算短信）には、企業や投資家の短期的利益志向を助長しかねないとの批判がある。 — 英国は 2014 年、フランスは 2015 年に四半期開示義務を廃止。ドイツは 2015 年に法律上の四半期開示義務を廃止（取引所規則によって四半期開示義務が継続）。 ○ 巨額の貸倒の発生や有価証券の減損といった事象が発生した場合は、適時開示制度により速やかに開示されることとなっており、企業の異変の兆候把握は可能である。	
現行規制の 根拠	金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 有価証券上場規程（東京証券取引所）第 404 条	

要望項目	20．報告・届出の廃止・簡素化 業務報告書等の廃止	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行法に基づき提出している業務報告書等を廃止する。 ○ 銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書（以下、業務報告書等）を金融庁へ提出している。 ○ 昨年度要望に対し、金融庁より「業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難」との回答が示されたが、業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイト・モニタリングで徴求可能であり、業務報告書等を廃止しても問題ないとする。 ○ 直ちに業務報告書等を廃止することが困難な場合、以下の簡素化を検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する 「第1事業概況書」を削除する（事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため）、決算状況表と重複する事項（自己資本比率の状況等）を削除するなど、項目を削減する。 (c) 添付対応を簡素化する 2017 年 11 月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明瞭に記載する必要があるなど事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするとともに、参照する書類の名称（事業報告、有価証券報告書等）を記載するのみでよいこと（参照箇所の記載を不要）を明確化する。	
現行規制の 根拠	銀行法第 19 条	

昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行法に基づく業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難であるが、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行う。＜金融庁＞
-------------------------	---

要望項目	20．報告・届出の廃止・簡素化 銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行うための様式の改正	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行えるよう、銀行法施行規則別紙様式（事業報告）を改正する。 ○ 2018年12月、内閣官房および金融庁等が「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」を公表するなど、一体的開示を行いやすくするための環境整備が進められている。 ○ 一方、銀行は銀行法施行規則別紙様式第9号（特定取引勘定設置銀行においては第9号の2）により事業報告の様式が定められており、有価証券報告書との一体的開示が行えない状況にある。 ○ 例えば、役員の状況について、金商法により有価証券報告書においては男女別の人数や役員の生年月日を記載することとなっているが、会社法上の事業報告においては、それは必須記載事項となっていない。このため、銀行法上の事業報告様式（別紙様式第9号）には当該事項の記載欄がなく、一体的開示が行えない。 ○ 銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行えるよう、銀行法施行規則別紙様式を改正する、または、必要な情報が記載されていれば必ずしも様式と一致していなくてもよいこととする措置を講じていただきたい。 ○ 昨年度要望に対し、金融庁より「銀行法施行規則別紙様式についても、一体的開示のための対応について検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	銀行法第22条 銀行法施行規則第20条第1項 銀行法施行規則別紙様式第9号、第9号の2	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 「未来投資戦略2018」における議論も踏まえながら、銀行法施行規則別紙様式についても、一体的開示のための対応について検討していく。＜金融庁＞	

要望項目	20．報告・届出の廃止・簡素化 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継続項目 (2016年度より)
要望内容 ・要望理由	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の(a)役員の兼職状況、(b)主要株主の商号・住所・持株割合、(c)役員の住所・<u>電話番号</u>の届出を廃止する。 —下線部分は本年度要望から追加。 ○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないとする。 (a) 役員の兼職状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 (b) 主要株主の商号・住所・持株割合 銀行法上、銀行の議決権を5%超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。 (c) 役員の住所・<u>電話番号</u> 確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の氏名の届出で足り、住所、<u>電話番号</u>は不要とする。 ○昨年度の要望に対し、厚生労働省より「各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討する」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	確定拠出年金法第89条、第92条第1項 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条、様式第2号	

昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討する。 また、変更があった都度の届出を定期報告へ変更することについては、確定拠出年金運営管理機関の登録事項は、監督上速やかに確認すべき事項であり、対応することは困難。＜厚生労働省＞
-------------------------	--

要望項目	20．報告・届出の廃止・簡素化 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・要望理由	包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載することにより、作成・提出を不要とする。	
	○ クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調書」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。 ○ 本調書の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○ このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要がある、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○ また、調書を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目（「包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務」等）のみ、事業報告書に別途記載することにより、調書の作成・提出は不要として問題ないとする。 ○ 昨年度要望に対し、経済産業省より「当該調書作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握すると共に、財産に関する調書等報告書類に求める事項を精査した上で、必要に応じて検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	
現行規制の根拠	割賦販売法施行規則第 136 条	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 本提案を踏まえた財産に関する調書の作成・提出の取扱いについては、当該調書作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握すると共に、財産に関する調書等報告書類に求める事項を精査した上で、必要に応じて検討していく。＜経済産業省＞	